

意見書

平成21年7月17日

総務省 情報通信国際戦略局 情報通信政策課 法体系担当
「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」事務局御中

郵便番号141-0031

(ふりがな)とうきょうとしながわくにしごたんだ

住所:東京都品川区西五反田7-13-6

SDI五反田ビル7F

(ふりがな)しゃだんほうじんにほんけーぶるてれびれんめい

氏名:社団法人日本ケーブルテレビ連盟

理事長 唐澤俊二郎

『「通信・放送の総合的な法体系の在り方<平成20年諮問第14号>答申(案)」に対する意見募集』に関し、別紙のとおり意見を提出いたします。

「通信・放送の総合的な法体系の在り方〈平成20年諮問第14号〉答申(案)」
に関する意見(1/5)

項目	意見
<p>3. 伝送サービス規律 (1)伝送サービス規律の再編 ④ 現行の有線テレビジョン放送施設者に対する施設の使用の承諾義務(いわゆるチャンネルリースの義務)</p> <p>電気通信役務を利用して有線テレビジョン放送と同様の有線放送を行うことが制度的に可能となっていることに加え、実態としても、電気通信役務の高速化、大容量化、低廉化が進展し、一定のカバー率を達成しているなど、有線テレビジョン放送法施行当時(昭和48年)と異なり、有線テレビジョン放送施設の使用の承諾を義務付けなくても、代替的な手段により有線放送が行われる環境が整っているため、チャンネルリースの義務付けを廃止することが適当である。</p>	<p>・義務付けを廃止して、一般的な伝送サービス規律の中で規律をうけるという、基本的な方向性に賛成します。</p> <p>・但し、現在実施している事業者に対しては、具体的な制度設計に当たっては、事業者の事業の実状を十分に勘案した経過措置、適用除外等の措置を講ずるようお願いいたします。</p>
<p>3. 伝送サービス規律 (2)有線テレビジョン放送施設に関する規律の見直し ① 有線テレビジョン放送施設の設置に係る許可制 ……中略……</p> <p>したがって、許可制により担保されている一定の技術レベルの確保やクリームスキミングの防止等について何らかの措置を確保した上で、有線役務利用放送との規律の適用の差異の解消を図り、有線テレビジョン放送施設者の負担の軽減や、柔軟な事業運営を促進する観点から、許可制を廃止し、規律の合理化を図ることが適当である。(措置の具体例:「許可」に係る施設について確保している技術基準への適合性を、例えば「登録制」のもとで引き続き参入時に審査する等)</p>	<p>・許可制を廃止し、「登録制」とする方向性については、より柔軟な事業展開を可能とする視点からの提言であり、基本的には賛成いたします。</p> <p>・しかし、具体的な制度設計に際しましては、一定の技術レベルの確保やクリームスキミングの防止、更には後段で申しあげるコンテンツ面での受信者利益の保護など、十分ご留意いただきたくお願いいたします。</p>

「通信・放送の総合的な法体系の在り方<平成20年諮問第14号>答申(案)」
 に関する意見(2/5)

項目	意見
<p><u>3. 伝送サービス規律</u> (2)有線テレビジョン放送施設に関する規律の見直し ② 施設の譲渡等の認可制 有線テレビジョン放送施設の譲渡及び合併等に係る認可制については、施設の設置者の地位の承継の際に、許可の審査基準である経理的基礎・技術的能力等を審査するため設けられていたものであるところ、許可制の廃止に伴いこうした事項を審査する必要性がなくなるため、併せて廃止することが適当である。</p> <p>③ 施設設置に係る国等の配慮 有線テレビジョン放送施設の有用性については変わりがないため、その円滑な設置を促進する観点から、施設の設置に係る国及び地方公共団体の配慮規定は、引き続き維持することが適当である。</p> <p><u>3. 伝送サービス規律</u> (4)放送・有線放送の施設設置の円滑化 電気通信役務利用放送に利用される電気通信事業者の設置する回線との制度上の差異を解消するため、放送事業者・有線放送事業者の設置する施設についても、例えば、認定電気通信事業と同様に、道路占用許可の義務化や、他人の土地等の使用に係る協議認可制度を導入すること等の是非について、関係省庁と調整したうえで検討することが適当である。</p>	<p>・放送施設の譲渡及び合併等に係る認可制については廃止することが提言されており、基本的な方向性に賛成します。</p> <p>・但し、具体的な制度設計に際しては、一定の適格性を審査することにより、安易な譲渡、廃止を防止するなど、受信者保護を図ることができるような規定が必要と考えます。</p> <p>・国及び地方公共団体の配慮規定を引き続き維持することについては賛成します。</p> <p>なお、本配慮規定は、有線テレビジョン放送施設の地方公共団体及び住民にとっての重要な公共的役割に着目して設けられたものですので、「有用性」を「有用性・公共性」として頂きますようお願いいたします。</p> <p>・有線テレビジョン放送施設の設置に関し、電気通信事業者との間の制度上の差異の解消に向けた検討を行っていただくことに賛成します。</p> <p>また、ご検討の結果、有線テレビジョン放送施設の設置についても、認定電気通信事業者と同様の道路占用許可の義務化や他人の土地等使用に係る協議認可制度の導入等の措置を是非実現していただきますよう要請します。</p>

「通信・放送の総合的な法体系の在り方〈平成20年諮問第14号〉答申(案)」
 に関する意見(3/5)

項目	意見
<p>4. コンテンツ規律 (3) 具体的規律</p> <p>① 一定の放送を確保するための規律</p> <p>ア 放送を確保するための枠組みの必要性 ……中略…</p> <p>イ 放送を確保するための枠組みの対象・内容 ……中略…</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> － 地上放送、特別衛星放送は、基本計画の対象とすること。 － 一般衛星放送は、基本計画の対象外とすること。また、電波利用の柔軟化により実現する放送は、基本計画の対象外とする方向とすること。 <p>を基本とすることが適当である。</p> <p>基本計画の内容については、必要に応じて柔軟化を進めることが適当である。例えば、</p> <p>……中略…</p> <p>ウ その他</p> <p>現在の放送普及基本計画は、……中略…、基本計画の対象とならない放送についても、必要に応じて、その健全な発達を図るための基本的方針を明確にすることも考えられる。</p> <p>② 業務開始の手続等</p> <p>ア 経営の選択肢の拡大 ……中略…</p> <p>イ 事業形態の柔軟化のための参入手続の見直し ……中略…</p> <ul style="list-style-type: none"> － 基本計画の対象外の放送は、その対象となる放送とは異なり、必要最低限の適格性を判断できる等のことが確保されれば足りることから、例えば電気通信役務利用放送法のような「登録制」で欠格事由を審査できる手続とする。 	<p>・ケーブルテレビは、地域の行政情報の発信など地域に密着した一定の公共性を持った放送を行っており、「登録制」にして単純な規制緩和のみを行えば、実質的には参入規律の具体的な内容によるものの、一般に、参入退出が柔軟になる反面、一定の技術レベルの確保やクリームスキミングの防止、コンテンツ面での受信者保護など、受信者利益の保護に懸念が生じるものと考えます。</p> <p>・したがって、具体的な制度設計に際しましては、ケーブルテレビにつきましても基本計画の対象となる放送と同様に、期待される役割を十分に果たし、受信者を保護し得る措置が必要と考えます。</p>

「通信・放送の総合的な法体系の在り方〈平成20年諮問第14号〉答申(案)」
に関する意見(4/5)

項目	意見
<p>4. コンテンツ規律 (3) 具体的規律 ⑤ 再送信制度の在り方 ア 義務再送信制度 ……中略…… イ 裁定制度 裁定制度は、再送信同意について制度趣旨を踏まえた適正な判断を確保することにより、「受信者の利益」を保護し、ひいては、有線テレビジョン放送の健全な発達を図ることを目的とするものであり、同意裁定に当たっては、有線テレビジョン放送に期待される役割を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none">－ 受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できる、－ 受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できる、 <p>といった「受信者の利益」に関する十分な検討を行うこととされているところ、現時点では、引き続きこのような「受信者の利益」を確保すべき必要性があると考えられる。</p> <p>よって、裁定制度には、難視聴地域等における地上放送の再送信メディアとしての有線テレビジョン放送事業者が行う再送信について政策的意義が認められるため、引き続き同様の制度を維持することが適当である。</p> <p>また、義務再送信制度の対象と同様に、裁定制度の対象についても、上記アと同様の配慮を払うことが適当である。</p> <p>なお、新たな法体系における制度設計に当たっては、区域外再送信問題や制度改正の経緯に加え、事業者の実態を十分に踏まえる必要があり、特に、現時点では実態として当事者間の協議が多数進行中であるという現状も考慮することが必要である。</p>	<p>・裁定制度につきましては、「受信者の利益」の確保、地上放送の再送信メディアとしての意義を十分にお汲みいただき、及び現在、ガイドラインに基づき関係者間で協議中といった諸事情をご理解いただいた上で、引き続き当制度を維持する旨の提言となったものと理解しており、その基本的な方向性に賛成します。</p>

「通信・放送の総合的な法体系の在り方〈平成20年諮問第14号〉答申(案)」
に関する意見(5/5)

項 目	意 見
<p><u>6. 紛争処理機能の拡大</u></p> <p>制度の大括り化・簡素化により、他の事業者と連携してサービスを提供するなど、経営の選択肢が拡大する一方で、事業者間の紛争も多様化してくるものと見込まれる。</p> <p>このため、現行の「電気通信事業紛争処理委員会」の紛争処理機能について、例えば、コンテンツプロバイダと電気通信事業者の間の紛争や再送信同意に係る放送事業者と有線テレビジョン放送事業者間の紛争等へと対象を拡大するとともに、その実効性を担保するための措置を整備するなどの制度設計に取り組むことが適当である。</p>	<p>・昭和61年までは地上放送事業者との間で、斡旋制度がありましたが、昭和61年より現在の大臣裁定制度となった経緯があります。</p> <p>区域外再送信につきましては、事案ごとにその地域固有の事情があります。したがって、広域で一律のサービスを基本とする現在の電気通信事業者の紛争処理事案とは性質が異なるものと考えます。</p> <p>ガイドラインに沿って各地で協議を行なうことを基本とし、協議が整わない場合に総合通信局に対し申請を行なう現行の大臣裁定制度を維持することが適当と考えます。</p>

以上